

～長野県および中野市からのお知らせ～ 個人県民税の寄附金税額控除について

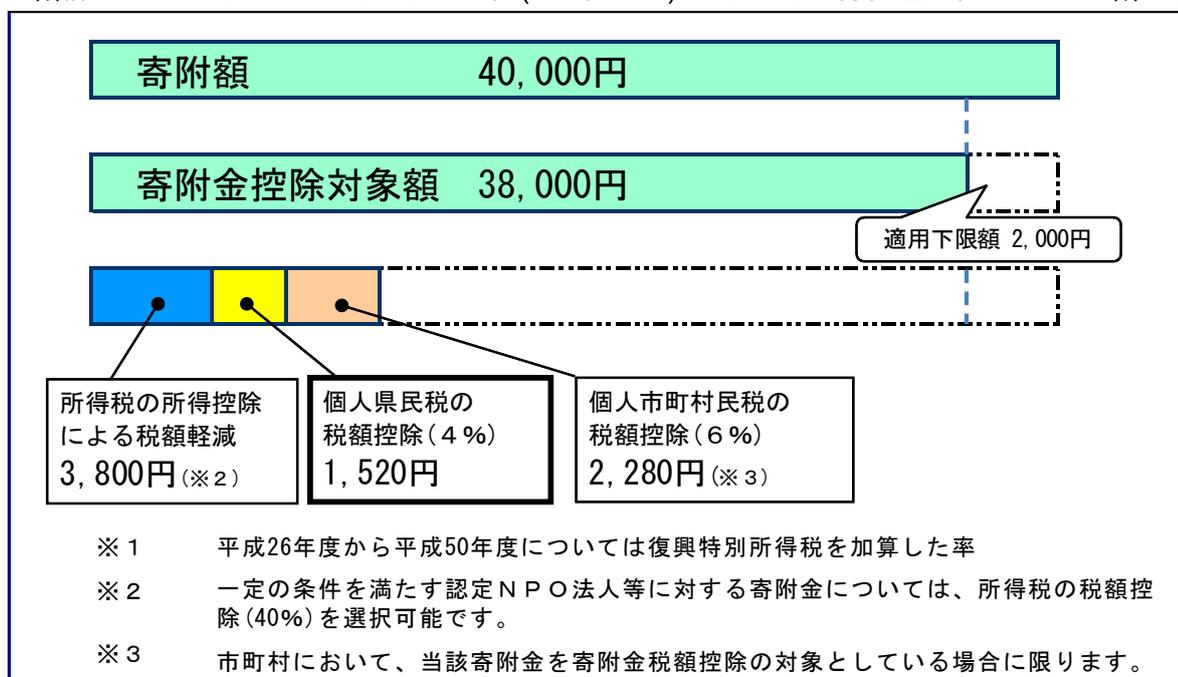
★寄附金税額控除制度について

長野県及び中野市では、民間公益活動の推進を図る観点から、個人の方が以下に該当する寄附を行った場合には、寄附者の個人県民税の税額から一定額を控除する「寄附金税額控除」制度を設けています。

- ・ 所得税の寄附金控除対象である法人のうち、県内に事務所・事業所を有するものに対する寄附金
 - ・ 独立行政法人 ・ 公益社団・財団法人 ・ 学校法人（特定公益増進法人の証明を受けた法人に限る）
 - ・ 社会福祉法人 ・ 更生保護法人 等
- ・ 知事又は教育委員会が所管する認定特定公益信託に対して支出された金銭

★税額控除の計算例

※計算例 給与収入 500 万円の世帯（夫婦 2 人）を想定【所得税適用税率 10% ※1】



★個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告が必要です。

個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、寄附金受領証明書を添付して、所得税の確定申告を行う必要があります。

なお、所得税が課税されず、個人住民税だけが課税の対象となる場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村に対して「寄附金税額控除申告書」の提出が必要になります。

※個人住民税とは、個人県民税と個人市町村民税を合わせたものです。

★お問い合わせ先

長野県総務部税務課総務係

電話：026-235-7046(直通)

中野市総務部税務課課税係

電話：0269-22-2111(内線225)

県ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/kifukin.html>